

固定資産税

今年も固定資産の評価替え

固定資産税は、毎年一月一日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その評価額をもとに算定される税額をその資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税額算定のもととなる評価額は、各資産価格の変動に対応するため三年ごとに見直し（評価替え）をしています。

● 固定資産の縦覧

縦覧帳簿で、ご自分のものと他の土地・家屋の評価額を比較できます。

必要なもの 納税通知書か身分を認める書類（運転免許証・健康保険証等）、代理人は委任状

費用 縦覧期間中は自己の所有する固定資産について、名寄帳を無料で発行

縦覧できる内容

- 土地：土地の所在地番・地目・地積・評価額
- 家屋：家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額等

縦覧できる人 固定資産税の納税者と同居の親族・納税管理人・代理人

縦覧日時 六月一日（月）まで

八時三十分～十七時（土日祝日除く）

縦覧場所 税務課（役場一階）

● 審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある場合、台帳に登録した旨の公示の日（四月一日）から納税通知書の交付を受けた日後六〇日までの間に固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

● 納税通知書の発送

納税通知書を五月一日（金）に発送します（予定）。

第一期の納期限 六月一日（月）

● 家屋を取り壊した人

昨年中に家屋を取り壊したが、その家屋が未登記の場合や滅失登記をまだしていない場合は、直ちに税務課までご連絡ください。

問合せ 税務課

☎内線二五六・二五七

介護保険

六五歳以上の人へ

保険料（仮徴収）を通知

今月、六五歳以上の人へ介護保険料の通知書を郵送します。自分の納付方法と納付金額をご確認ください。

● 納付方法の種類

受給している年金から天引きされる「特別徴収」と、納入通知書か口座振替による納付の「普通徴収」があります。

特別徴収の人

四月～九月（六か月間）の保険料を「介護保険料（仮徴収）決定通知書兼特別徴収開始通知書」でお知らせします。十月～三月（六か月間）の保険料は、町民税の確定後、七月にお知らせします。

平成二二年二月に年金から天引きされた額と同額が、四月・六月・八月の三回天引きされます。

平成二二年二月に天引きされていないときは、「普通徴収」となります。

普通徴収の人

四月～六月（三か月間）の保険料を「介護保険料（仮徴収）納入通知書」でお知らせします。保険料額は前年度保険料額の十二分の一ずつです。七月～三月（九か月間）の保険料は、町民税が確定後の七月にお知らせします。

納入通知書で指定された金融機関

で納付してください。なお、口座振替の場合は、指定口座から引き落とされます。

普通徴収から特別徴収への切替時期

四月、六月、八月、十月（年四回）

六五歳到達時や転入時は普通徴収です。年金（老齢福祉年金を除く）の受給があり、年金の年額が十八万円以上の人は、その約六か月後から原則として特別徴収に切り替わります。

● 四月から切替：前年度保険料額の六分の一ずつが四月・六月・八月の三回天引き。

● 六月から切替：前年度保険料額の四分の一ずつが六月・八月の二回天引き

● 八月から切替：四月～六月は普通徴収、前年度保険料額の四分の一が八月に天引き（特別徴収の通知は五月に郵送します）

● 保険料の減免

災害、失業、倒産などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の減免が受けられる場合があります。ご相談ください。

問合せ 福祉課

☎内線二二二～二三四